

随想

第165回

平成十一年に地方分権一括法が成立し地方自治法が改正されて、地方自治体の自主独立性を高めることが盛り込まれました。

各自自治体がその地域の特徴を活かし、みんなで考え、みんなで街づくりの方向を決定し、その結果には自ら責任を持つという「自己決定・自己責任の原則」が明確化され、地方分権の時代が始まりました。

しかし、改正地方自治法には、地方分権の時代に即応した自治体の権限や責務に関する規定はありません。その、それだけで果たして分権時代にふさわしい自治が実現できるかどうかが疑問視され、その解決のために地方自治体自身が、分権時代の新たな自治の仕組みを明確化し、市民の納得が得られる新ルールを策定が必要となりました。

そこで、「まちづくり基本条例」とか「市民参加条例」「自治基本条例」等々の条例制定の動きが各地で活発になってきております。

本市でも論点を整理しながら、真剣に取り組んでおります。

まず、情報を公開して財政の仕組みと厳しい状況をご理解いただき、自助・共助・公助のあるべき姿、つまり、個人や家庭でできること、隣近



所などでお互いに力を合わせてやるべきこと、公共で市がやるべきことなどを、みんなで考え実行することにより、誰もが住み良い社会を創ることが大切であります。

ところで、平成八年度を初年次とする第四次土岐市総合計画は「交流大地・土岐」を目標として来年度に目標年次を迎えます。

幸い、道の駅「どんぶり会

館」と「志野・織部」が完成し、国の指定史蹟「元屋敷陶器窯跡」は「織部の里」として見事に甦り、このほか民間でも素晴らしい産業観光施設が整備されております。

そして、来春には東海環状自動車道の開通や「土岐プレミアム・アウトレ



▲4月にオープンした志野・織部

として、温泉と自然が融合したスローライフの街づくりを進めますので、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

そして、平成十八年度を初年次とする第五次土岐市総合計画を着実に策定しなければなりません。

住民参加と協働で明るい未来を!!

分権時代の街づくりについて

土岐市長 塚本保夫

「ト」も進出し、年間三百万人を超す来訪者が見込まれております。また、土岐プラズ

マ・リサーチパーク内には、健康と憩いのある温泉利用のリラクゼーション施設の構想も進められております。

さらに、中心市街地再生生活性化のための「ゆのみの里」構想の推進や、産業観光の活性化を図り、濃南地域では「クアハウス曾木」整備構想を核

が進み、第四次計画での交流大地・土岐の構築は、着実に実現しつつあります。

そこで、第五次計画の策定に当たっては、地方分権時代の新しい観点に立って、市民の皆さんのご意見を幅広く集約し、ご納得いただける計画にしなければなりません。

折しも、合計特殊出生率が一・二九と極めて深刻な少子化の実態が発表されましたが、

人口が維持できるには二・〇八が必要であるといわれますだけに、我が国ではいよいよ急速な人口減少時代が始まろうとしております。

そうした状況下での将来

計画の策定でありますので、堅実であることが何より大切であります。

そこで計画策定に当たっては、皆さんから幅広くご意見をいただける工夫と努力が必要であり、市民意識調査や中学校二・三年生を対象にしたアンケート調査、地区懇談会の実施、広報「とき」やホームページでの意見募集、審議会委員の一部を公募して市民の皆さんにご参加いただけるよう取り組んでまいります。

『市民の 市民による 市民のための市政』の一層の発展のため、市民の皆さんの英知を結集し、共に汗を流して、市民齊しく納得のできる計画を策定し、市勢の発展と市民生活の安定のため、共に力を尽くしたいと念願しております。